

○宮崎大学医学部附属病院臨床研究支援センター運営委員会規程

〔平成26年3月19日〕
制 定

改正 平成26年7月16日 平成27年9月16日
平成28年1月20日 平成28年12月21日
平成29年3月15日 平成30年3月28日
令和元年12月18日

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎大学医学部附属病院臨床研究支援センター規程第8条第2項の規定に基づき、宮崎大学医学部附属病院臨床研究支援センター運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 臨床研究及び治験等の実施体制に関すること。
- (2) 臨床研究支援センター及び各部門の管理、運営に関すること。
- (3) その他臨床研究及び治験等に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副病院長（教育研究担当）
- (2) 臨床研究支援センター長
- (3) 臨床研究支援センター副センター長
- (4) 副学部長（研究担当）
- (5) 医学科臨床系医学講座の教授 2人（内科系及び外科系から各1人とする。）
- (6) 医学科基礎系医学講座の教授 1人
- (7) 看護学科の教授 1人
- (8) 薬剤部長
- (9) 副看護部長 1人
- (10) 総務課長
- (11) 管理課長
- (12) その他委員会が必要と認めた者

2 前項第5号から第7号及び第9号に掲げる委員は、医学部附属病院運営審議会の議を経て、病院長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第2項に掲げる委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、臨床研究支援センター長をもって充てる。

- 2 副委員長は臨床研究支援センター副センター長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 委員長は、やむを得ない理由により第3条第1項第3号から第11号までの委員が会議に出

席することができないときは、その代理者を出席させることができる。

3 議事は、出席委員（代理出席を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

（事務）

第8条 委員会の事務は、臨床研究支援センター事務部門において処理する。

（雑則）

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年7月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年1月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年12月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年3月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年12月18日から施行する。